

# 茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合  
 310-0853  
 水戸市平須町1-93  
 Tel 029-305-3075  
 Fax 029-305-3317  
 e-mail iba-kou@mito.ne.jp

## 性急な中高一貫校計画の問題点

**「実施プラン」の性急さ**  
 茨城県教育委員会は2月20日に、「県立高校改革プラン」と「実施プランI期（第1部）」を発表して、土浦一高や水戸一高等10校を2022年度までに新たに中高一貫校にすることを明らかにしました。

これまでの高校再編計画の場合、「高校審議会答申」と「基本計画」、「基本計画」と「実施計画」の発表には、期間は異なりますが、それぞれ約1年近くまたはそれ以上の時間をおいています。

しかし、今回の「基本プラン」・「実施プラン」の発表は、これまでと異なり、高校審議会答申発表から約2週間後に「基本プラン（案）」を公表してパブリックコメントを求め、2ヶ月足らずで「基本プラン」と「実施プラン」を同時に発表するという性急さが際立っています。

こうした性急さは、大井川知事はスピード感の具体化と言うのかもしれません。小中学校の進路指導にも大きな影響を及ぼすことを考えれば、多くの教育関係者や現職の管理職、そして何よりも子どもたちの指導に当たっている小中学校、当該の高校の教職員に対する事前の説明がなかったことは大きな問題です。

当該校の教職員に対する事前の説明も、新聞発表数日前に校長から「この高校は\*\*年から中高一貫校になる」という伝達があっただけです。

「基本プラン」では、中高一貫校の今後の方向性において、「新たなエリア区分のうち、原則として未設置の地域への設置を検討します。設置形態等は、地域のニーズや人口、既存の小中学校や高等学校への影響を考慮した上で検討します」となっ

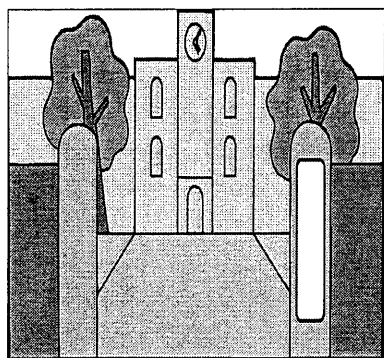
ています。

ところが「基本プラン」と「実施プラン」を同時に発表していて、中学校や高等学校への影響を考慮する時間はなかったとしか言いようがありません。

茨城県の2019年度当初予算案の概要が2月13日に明らかになっていますが、中高一貫校を大幅増設し、私学教育で先行する中高一貫による進学対策を強力に推進する方針が示されています。

19年度予算案では、各エリアに一貫校を新設するとして、設置に必要な教室整備や給食運搬用エレベータの設置などに6億3600万円が計上されています。

「実施プラン」の発表前に、中高一貫校の県予算が発表され



ていることを見ると、県予算のために「実施プラン」が性急にまとめられたとしか言いようがありません。

それを裏付けるように、本来の実施プランは「実施プランI期」（2020年度～2023年度）全体を包括するプランであるはずなのに、中高一貫校だけのプランになっています。

### 中高一貫校は9校が併設型

中高一貫校は中等教育学校が勝田高校1校のみで、その他の9校は併設型になります。「実施プラン」では、併設型の中高一貫校を2020年に太田一、鉾田一、鹿島、龍ヶ崎一、下館一（附属中学校1学級、高校6学級、太田一は5学級）の5校、2021年に水戸一、土浦一（附属中学校2学級、高校6学級）の2校、2022年に下妻一、水海道一（附属中学校1学級、高校6学級）の2校を開設することになっています。

勝田高校は中等教育学校（3学級に改編）として、2021年に開校します。

9校には新たに附属中学校が作られることとなりますが、高校の学級数を減らすことで高校の教室が使われることとなります。

附属中学校への入試はいずれも通学区域は県内全域となり、入試については学力テストは行わず、適性検査や面接を実施す

ることになるということです。

学力テストを実施しないと書っても、入学のための選別は低年齢化して受験競争は激化します。

小学校卒業時に、普通中学校か私立の中高一貫校か県立の中高一貫校にするかの選択を小学校6年生の子どもたちと保護者に迫ることになり、小学校での進路指導がより複雑化します。

1学級または2学級の附属中学校の生徒は高校には無試験で進学することになりますが、附属中学校の生徒以外は普通の高校入試で選抜されて入学します。

水戸一高を例に取れば、これまでは8学級の生徒が高校入試を受験していましたが、6学級の高校になり、2学級は附属中学校の生徒で、4学級が高校入試で入学者が決まります。

結果的に一般入試での入学者数が半減することになり、入試の倍率は難化することが予想されます。中学校の進路指導は非常に困難にならざるを得ません。

### 当該高校に丸投げではなく

教育委員会は、中高一貫校では探究活動や国際教育、科学教育などに重点を置いた教育を展開し、豊かな人間性と起業家精神を兼ね備えた、地域のリーダーや世界へ飛び立つ人財を育成すると言いき、19年度予算案では県立高5校への医学コース設置も盛

り込まれています。

しかし、これはプランの理想像であって、具体的なプランではありません。具体的なプランは10校の高校が独自に策定していかざるを得ません。具体的なことは何も決まっていないのが今回の「実施プラン」です。

県教育委員会も「どのような特色がある一貫校にしていくかや、教育方針、授業カリキュラムなどは、3月にも各校に準備委員会を立ち上げ、地元の教育委員会も加えて、これから検討していく」と言っています。

10校の中高一貫校はそれぞれの地域の進学校を対象にしていますが、対象校はこれまでも進学指導に力を入れて、長時間労働が常態化していました。「働き方改革」と言いながら、中高一貫校になる高校はますます長時間過密労働が深刻化せざるを得なくなります。

中高一貫校を具体化するためには、教育委員会が当該の高校に丸投げするのではなく、当該の高校の教職員に対する説明や話し合いを継続して、要望を聞き取り、教職員の配置増に取り組む必要があります。また、教育内容を充実させるための予算を充実させていく必要があります。口は出すけど金は出せないでは、中高一貫校は現場の混乱を招くだけになります。

### 36協定が学校に導入される!!

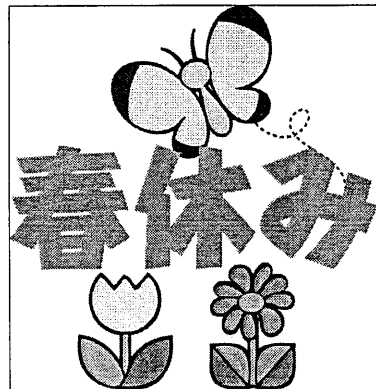
今年の4月から県立学校に36協定が導入されます。対象となる職種は行政職員、現業職員、栄養職員で、臨時的任用職員や第1種嘱託職員も含まれます。教育職員は給特法の規定によって36協定の対象外となります。

### 36協定って何?

労働基準法では、労働者を雇用している経営者は1日8時間、週40時間を超えて労働者を働かせてはいけないとなっていて、法定労働時間を超えて働かせる場合は、労働基準法36条に基づく36協定を結ばなければならぬと規定されています。

36協定を結ぶにあたっては、時間外賃金（残業手当）を払うことが条件になります。

昨年国会で成立した「働き



方改革」関連法で、残業時間には上限規制の条文が新たに新設されました。

法制化された条文は、「残業時間の原則は平日と休日をあわせて月45時間、年360時間とする」「多忙な時期は特例として月100時間未満でよいが、年720時間を超えてはいけない」です。今回、県教育委員会が作った目安も国の基準と全く同じです。

### 36協定の締結にあたって

まず、労働者代表を決めなければなりません。代表者に管理職がなったり、管理職が決めた職員がなることはできません。臨時や嘱託の人も対象で、対象者が全員集まって挙手や投票で代表者を決めます。

当然のことですが、代表者が個人的な考えで36協定を締結することはできません。対象者の意見をまとめて、みんなが合意したことを締結します。

厚生労働省の指示では、代表者が締結のための作業を保障するため、通常の仕事を経減させる必要があるとしています。みんなのための36協定ですから、当然のことです。

### 何を重視するか

36協定を結ぶ場合、各職場では100時間未満の特例を結ぶ必要はありません。残業手当が支給

される範囲で、上限規制の時間を決める必要があります。

特例を結ぶ場合は、具体的な仕事内容を明らかにしなければなりません。「忙しいからではだめ」が厚生労働省の指示です。

長時間労働を改善するためには業務間インターバル規制を導入すべきです。業務間インターバル規制は、前日の仕事終了時刻から翌日の仕事開始時刻までの時間を11時間以上空けるというものです。

36協定を結んで、サービス残業はしないこと、勤務時間内に仕事が終わらないことを自己責任にさせないことを実現して、働きやすい職場を作っていきます。

今までと違うという意見があるかもしれませんが、今までは法律無視で、まさにコンプライアンス違反だったのです。

### 臨教部の要求実現

臨時教職員部は、長年3月に次年度の雇用が決まった臨時教職員に身体検査書の提出を求めていることに対して、中止するよう要求してきました。次年度の雇用が決まる時期が遅く、数日後までにその提出を求められていましたが、忙しい中で学校を休んで健康診断を受診しなけ

ればなりませんでした。

多くの学校では、特休ではなく、年休で受診することを求められていました。

今回、県教育委員会は、「公立の学校等における職員定期健康診断、又はそれに変わる人間ドックや健康診断を任用前1年以内に受診した場合には、その結果の写しに所属長が原本証明したものを身体検査書として認める」という文書を2月末に各学校に送付しています。

つまり、これまでのように短期間のうちに健康診断を受診して、身体検査書を提出する必要はないと改善されたのです。

今回の改善は、社会保険の継続、年休の繰り越しに続く臨時教職員部の要求実現運動の成果です。臨時教職員の皆様は組合に加入していただき、臨時教職員の制度改善と一緒に取り組みましょう。

### 今後の組合の取り組み

- ①分会・専門部交流会  
4月6日(土) 10:00～  
総合福祉会館(水戸)
- ②第94回定期大会  
5月26日(日) 10:00～  
青少年会館(水戸市)